

令和7年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
環境衛生課	一般廃棄物収集運搬業務	令和7年4月1日	阪南清掃株式会社、藤野興業株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	764,835,852	市内から発生する一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集運搬業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号で、受託者の資格要件として「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する」ことを要求していますが、契約予定先である藤野興業（株）及び阪南清掃（株）はこの要件を満たし、本市において長年の実績もあるため。
環境衛生課	クビアカツヤカミキリ防除対策事業	令和7年6月30日	一般財団法人富田林市公園緑化協会	令和7年7月1日 ～ 令和8年2月13日	1,500,730	市管理施設内において、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる桜木等の被害に対し、防除のための樹幹注入を実施する。また、市民に対し被害木への効果的な対策を提案するなどの支援を実施する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの防除対策業務は、本市における地域環境や樹木等の状態を把握し、樹木医としての専門知識を十分に活かす事のできる唯一の団体であるため。
環境衛生課	事業系ごみの処理手数料徴収事務	令和7年4月1日	大阪南農業協同組合 喜志支店・大阪南農業協同組合 大伴支店・大阪南農業協同組合 錦郡支店・大阪南農業協同組合 青葉支店・ファミリーマート富田林津々山台店・小堀酒米店・アクティオ・ミニストップ富田林須賀店・セブンイレブン富田林中小企業団地店・セブンイレブン富田林喜志二丁目店・ファミリーマート富田林甲田一丁目店・ホームセンターコーナン 富田林錦織店・阪南清掃	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,453,932	事業系ごみの処理に係る事業系ごみの処理手数料徴収事務の一部を委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	事業系ごみシールの販売にあたり、一般家庭用ごみシール販売所に対して販売意向調査を行い（平成15年3月26日）、希望のあった取扱所に販売を依頼しているため。希望があれば、取扱所を増やしております。
環境衛生課	資源ごみ（カン・ビン）選別処理業務	令和7年4月1日	藤野興業株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	70,322,000	市内の一般家庭から排出された資源ごみ（カン・ビン）について、袋から取り出し選別する業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市管内において、収集した資源ごみを選別処理し、保管等ができる施設を所有している事業者が同社しかないため。
環境衛生課	資源ごみ（プラスチック製容器包装）選別処理業務	令和7年4月1日	藤野興業株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	37,422,000	市内の一般家庭から排出された資源ごみ（ペットボトル）について、袋から取り出し選別する業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市管内において、収集した資源ごみを選別処理し、保管等ができる施設を所有している事業者が同社しかないため。
環境衛生課	資源ごみ（ペットボトル）選別処理業務	令和7年4月1日	藤野興業株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	27,720,000	市内の一般家庭から排出された資源ごみ（ペットボトル）について、袋から取り出し選別する業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市管内において、収集した資源ごみを選別処理し、保管等ができる施設を所有している事業者が同社しかないため。
環境衛生課	塵芥車の賃貸借契約	令和7年6月27日	富田林市自動車協同組合	令和7年7月1日 ～ 令和7年12月31日	1,815,000	塵芥車1台の賃貸借契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	指名競争入札を実施したが2者以上の参加がなく入札が不調となった。既存の塵芥車が故障により廃車となり、収集業務に支障が生じるため、唯一入札書を提出した業者と協議の上、予定価格以下かつ公表した期間での賃貸借が可能である旨の確認ができたため。
環境衛生課	富田林畜場・富田林霊園大規模改修にかかるPPP/PFI等導入可能性調査業務	令和7年6月10日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社	令和7年6月11日 ～ 令和8年3月6日	15,290,000	「富田林畜場・富田林霊園大規模改修基本構想」にて、施設の改修、施設運営の方針として「民間資本や民間のノウハウを活用しサービスの向上と効率化を図る」ことを掲げており、本業務では、民間事業者の参入意欲や条件、実施可能な事業スキーム等について整理し、PFI等の民間活力を活用した事業手法の有効性について検討する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
環境衛生課	令和7年度アライグマ等対策業務	令和7年4月16日	株式会社里山環境保護管理センター	令和7年4月17日 ～ 令和8年3月31日	4,070,000	アライグマ等の捕獲檻の貸出・捕獲及び殺処分措置を一元体制で行うことで、生活環境及び農作物への被害を抑止の推進を図る。また、捕獲協力者に対して適切かつ効率的な捕獲指導を行い、日本古来の生態系の維持を推進する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	アライグマ等対策業務は、連絡体制の設置、捕獲檻の貸出運搬・捕獲及び殺処分措置を一元体制で実施するために、連絡窓口の設置及び狩猟免許や高度な専門知識と技術・経験を要するが、本市登録業者のうち同業務について他市町村等にて実績を有し、参入可能な業者が同社のみであったため。
環境衛生課	令和7年度富田林畜場除草業務	令和7年4月30日	公益社団法人富田林市シルバー人材センター	令和7年5月1日 ～ 令和8年3月31日	1,072,080	富田林畜場内の除草業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢化社会対策基本法第6条に基づく高齢社会対策大綱の目的や理念に則り、高齢者の雇用の安定等に関する法律に定められたシルバー人材センター事業を積極的に推進するため。

令和7年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
環境衛生課	令和7年度分別基準適合物の再商品化等に関する業務	令和7年4月1日	公益社団法人日本容器包装リサイクル協会	令和7年4月1日 ～ 令和7年12月31日	1,438,322	市が分別収集した資源ごみのうち有償で引き取ってもらえないものについて、再商品化処理を安全かつ適正に行う業務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	「容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（略称：容器リサイクル法）第21条第1項の規定に基づく指定法人であるため。
環境衛生課	資源ごみ（ペットボトル）売買契約	令和7年4月1日	豊田通商株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	28,566,147	資源リサイクルセンターで選別した資源ごみ（ペットボトル）の売買契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本市を含め1市2町1村が締結した「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定書」及び「ペットボトルの水平リサイクルに関する覚書」による。
環境衛生課	公用車（軽リフトダンプ）購入	令和7年5月27日	富田林市自動車協同組合	— 令和8年3月31日	1,650,000	公用車（軽リフトダンプ）1台の購入	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中小企業に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が制定され、法第3条「地域の実情に応じ、必要な場合は随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るよう要請」とあることから、中小企業庁が証明した官公需適格組合である富田林自動車協同組合に随意契約をするもの。
金剛連絡所	金剛連絡所機械警備業務（長期継続契約）	令和7年6月26日	セコム株式会社	令和7年7月1日 ～ 令和12年6月30日	1,399,200	金剛連絡所（603㎡）の機械警備システムの設置と管理業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	指名競争入札を実施するも不調となった。現契約期間が迫っており、再度の競争入札をする時間的余裕がないことから、同社と協議の結果、唯一応札し予定価格範囲内であり仕様書どおりに業務執行できると確認できたため。
金剛連絡所	令和7年度 金剛連絡所清掃及び連絡便業務	令和7年4月1日	公益社団法人富田林市シルバー人材センター	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,798,899	金剛連絡所の清掃及び本庁各課との連絡便業務（連絡所での受付書類の送付とその関係書類の受取）	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢化社会対策基本法第6条に基づく高齢社会対策大綱の目的や理念に則り、高齢者の雇用の安定等に関する法律に定められたシルバー人材センター事業を積極的に推進するため。
市民窓口課	戸籍情報システム改修業務（国籍・地域対応）	令和7年5月9日	アトラス情報サービス株式会社	令和7年5月10日 ～ 令和7年5月31日	1,906,300	戸籍法施行規則改正に伴い、戸籍の身分事項中の表示を「国籍」のみから「国籍・地域」と表示できるようシステム改修を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能のため。
市民窓口課	戸籍に記載予定の振り仮名通知にかかる通知書作成・発送業務	令和7年6月2日	TOPPANエッジ株式会社 西日本営業統括本部	令和7年6月3日 ～ 令和7年7月31日	1,545,500	戸籍に記載予定の振り仮名通知にかかる通知書作成・発送等業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	本業務は、5月26日施行の改正戸籍法により、本籍人に通知するための通知書作成・発送等業務を委託するものです。指名競争入札を行ったが不調となりました。当該業務は、全国の市町村で一斉に実施されるため事業者の確保が困難になることから、唯一応札のあった同社との協議の結果、履行可能との回答が得られたため。
市民窓口課	富田林市マイナンバーカード交付等業務	令和7年4月1日	キャリアリンク株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和7年7月18日	17,157,800	本業務は、マイナンバーカードの交付等に係る事務及び窓口対応並びにコールセンター業務を主とするものであり、令和6年度から引き続き令和7年度も切れ目なく業務を継続する必要があることから、実施予定の競争入札による業者決定から業務が開始できるまでの最低限の期間を委託します。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	本業務は、マイナンバーカードの交付等に係る事務及び窓口対応並びにコールセンター業務を主とするものであり、令和6年度から引き続き令和7年度も切れ目なく業務を継続する必要があることから、実施予定の競争入札による業者決定から業務が開始できるまでの最低限の期間を委託するもの。
市民窓口課	マイナンバーカード交付・予約管理システム使用契約	令和7年4月1日	株式会社NTTデータ関西	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,640,000	マイナンバーカード交付・予約管理システムは、マイナンバーカードの交付から返納までの状況を管理し、また、カードにかかる手続きにあたっては、市役所や金剛連絡所での2ヶ所に対応できるよう予約管理に使用するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能のため。
人権・市民協働課	多文化共生・人権プラザエレベーターメンテナンス業務（長期継続契約）	令和7年6月2日	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	令和7年7月1日 ～ 令和10年6月30日	1,900,800	多文化共生・人権プラザに設置されているエレベーターの保守管理業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	多文化共生・人権プラザに設置されたエレベーターは、三菱電機製のもので、同エレベーターに対する点検は、同社が開発した遠隔機器点検（リモート点検）システムを採用しています。同システムの運用及び保守については、三菱電機ソリューションズ株式会社のみが行えるため、同社と保守委託契約を締結するのが最適と考えます。
人権・市民協働課	中国残留邦人等支援相談員配置業務	令和7年4月1日	特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	226,000	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、本市においても支援給付事業とともに支援・相談員の配置を実施。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	（特非）とんだばやし国際交流協会は、国際理解のための支援事業や通訳・翻訳事業などに取り組んでいる。本業務は通訳業務等を伴い、残留邦人の事情に十分に精通している必要がある専門的な業務である。同協会は中国との交流実績があり、本市の多文化共生事業の委託先であり密接な連携をとることができる
人権・市民協働課	令和7年度「富田林市多文化共生推進事業」業務	令和7年4月1日	特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6,500,000	本市に在住する外国人市民との相互理解を深め、人権尊重を基調とした多文化共生のまちづくりをさらに推進していくことを目的として、下記の事業をおこなう。 （1）コミュニケーション支援に関する事業 （2）生活支援に関する事業 （3）多文化共生の地域づくりに関する事業 （4）国際交流・国際協力に関する事業 （5）地域における多文化共生推進体制の整備に関する事業 （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	（特活）とんだばやし国際交流協会は、外国人市民と市民との相互理解を深める多文化共生のまちの実現をめざして、本市で30年近くにわたって活動してきた民間団体であり、本市に在住する外国人市民が抱える課題をもっとよく把握するとともに、本市での取組みやこれまでの実績、相談ノウハウを勘案したとき、本事業の委託事業者として適していると判断。

令和7年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
人権・市民協働課	令和7年度総合相談事業	令和7年4月1日	一般社団法人富田林市人権協議会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6,436,000	生活相談(相談基本業務、訪問等の活動、広報・啓発・交流等の活動) 人権相談(身近な人権相談に対する適切な助言並びに情報提、事案に応じた適切な機関の紹介及び取次ぎ、相談記録の作成、人権侵害の実態把握)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	社会福祉法第2条第3項第11号に定める「隣保事業」を実施するため、その性質上関係機関や専門的支援事業との連携を図り、適切な助言・指導を行う他、継続的な支援を行うケースが非常に多く、競争入札には適さない。 したがって、人権問題に関し貴重な実績とノウハウをもち、今後様々な人権問題や自立支援に取り組むため、「(一社)富田林市人権協議会」に委託を希望するもの。